

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社（以下「会社」という。）の代表取締役として、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局長から承認を受けていた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日から〇泊〇日の予定でB方面へ出張していたところ、同月〇日午前〇時頃、宿泊先のホテルで苦しくなり、C病院へ搬送されたものの、同病院で意識がなくなり、意識不明のまま息を引き取った。死体検案書には、直接死因「虚血性心疾患の疑い」、虚血性心疾患の原因「低酸素状態」、低酸素状態の原因「肺炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の疾病の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨「肺炎により低酸素脳症を引き起こし、虚血性心疾患を発症したことが考えられるが、被災者は、体型から推定すると元々冠動脈に異常があったのではないかと思われる。」と述べ、E医師は、同年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、上記死亡経過の推定について肯定的な意見を述べている。一方、F医師は、同年〇月〇日付けの意見書において、D医師の上記死亡経過の推定については否定的な意見を述べており、G医師は、同年〇月〇日付けの鑑定書において、「本例では数日前から被災者が風邪気味であったが咳のみで発熱は自覚しておらず、症状発生から数日間で低酸素血症に陥る病状であったとは考え難く、その点『肺炎』が原因と納得できないとの請求人の主張には一理ありと思われる。CT検査の結果などから、被災者の死亡について、肺炎により低酸素状態にはなったが直接的に呼吸不全となり死亡したのではなく、潜在する冠動脈硬化症と相まって心筋に致死的な低酸素性・虚血性変化を起こして死亡したと診断したのであろう。」との所見を述べている。

そこで、当審査会として、被災者の症状経過及び上記の医学的所見等を改めて精査したところ、被災者は、数日前から軽度の感冒の症状を呈してはいたものの、顕著な肺炎の症状は認められておらず、また、自覚症状があらわれてから極めて短時間で死亡に至っており、さらに、生活習慣病の基礎疾患もあったと推定されること等からみて、平成〇年〇月〇日に、何らかの血管病変による虚血性心疾患（以下「本件疾病」という。）を発症したものと推認する。

- (2) ところで、被災者の本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断

については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づき、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 被災者は、発病当日は出張先において宿泊していたものであるが、心身に強度な負荷がかかるがごとき異常な出来事があったとの主張及び関係者の申述は存在しないことから、発病直前に異常な出来事に遭遇した事実はないものと判断する。

イ 被災者の発病前の業務による過重負荷について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 被災者は、第一種特別加入者であることから、労災保険法上の業務に従事していたと認められる範囲は、原則として、特別加入申請書（以下「申請書」という。）に記載している所定労働時間において業務を行っている場合か、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働をしている場合にこれに伴って業務に従事するかその前後において準備行為等を行っている場合に限定されることとなる。

(イ) これを被災者についてみると、被災者提出の申請書には、所定労働時間は「〇：〇〇～〇：〇〇」と記載されており、基本的には、被災者は当該時間について労働に従事していたものと判断されることとなる。もっとも、被災者の終業時刻について、Hは「僕以外の方は、普段から〇時まで残って仕事をしていた。」と申述しており、被災者は、その他の従業員と共に、同時刻まで職場にとどまって業務に従事することもあったものと考えられる。

(ウ) 監督署長は、被災者の労働時間について、上記所定労働時間を基本とし、確認できる範囲での時間外労働時間を算入して被災者の総労働時間であると判断しているところ、当審査会において、仮にHの上記申述を加味し、被災者が上記所定労働時間を超えて〇時まで就労していたものと推認して労働時間を算定し直しても、発症前1か月間の時間外労働時間は56時間30分にとどまるものとなる。

(エ) 被災者の本件疾病発症前1週間の時間外労働時間について、原処分庁は

時間外労働時間を7時間と算定しており、仮に上記のように終業時刻を〇時に修正したとしても、被災者が短期間において長時間労働に従事したと言えないことは明らかである。

(オ) 被災者は、会社の代表取締役であり、自らの自由な裁量のもとで業務に従事し、また出張に赴いていたことなどを勘案すると、特に精神的に緊張を伴う業務に従事することがあったとも判断し得ない。

ウ 以上のように、被災者は、発病直前に異常な出来事に遭遇した事実はなく、発病直前ないしは前日に特に過重な業務に従事したとも認められず、さらには、上記のとおり、発病前1週間又は1か月の期間においても特に過重な業務に従事したとも認められないものであり、当審査会としては、被災者の本件疾病の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。